

平成29年度第2回鳥取県規制改革会議

日時：平成29年8月23日（水）午前10時～

場所：県庁議会棟3階（第15会議室）

中部総合事務所1号館B棟2階（災害対策室）

西部総合事務所新館A棟2階（災害対策室）

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 第1回鳥取県規制改革会議で委員から出された提案・意見に係る対応方針案について
資料1
- (2) 県民からの規制改革提案に係る各所管課の対応方針案について
資料2

4 報告事項

- (1) 行政手続コスト削減の取りまとめ結果について
資料3
- (2) 第1回鳥取県規制改革会議の提出案件の検討結果について
ア 県民からの規制改革提案に係る対応方針案について
資料4

5 その他

6 閉会あいさつ

7 閉会

平成29年度第2回鳥取県規制改革会議 出席者名簿

日時：平成29年8月23日(水)午前10時～

場所：県庁議会棟3階(第15会議室)

中部総合事務所1号館B棟2階(災害対策室)

西部総合事務所新館A棟2階(災害対策室)

【鳥取県規制改革会議委員】

区分	所属・役職	氏名	出欠	会場
高等教育機関	鳥取大学理事・副学長	ほそい よしひこ 細井 由彦(座長)	出席	県庁
金融機関	株式会社鳥取銀行 ふるさと振興本部営業企画室調査役	もりもと ゆみこ 森本 由美子	出席	県庁
産業関係	鳥取県社会福祉協議会事務局長	まえた めぐむ 前田 恵	出席	県庁
	倉吉市商工会議所女性会前会長	ふじい とよこ 藤井 豊子	出席	中部総合事務所
	鳥取県農業協同組合中央会 組織指導部統括部長	やぎ まさと 八木 雅人	出席	県庁
市町村職員	倉吉市企画振興部総合政策課 総合戦略推進室長	いしが だいせい 石賀 大生	出席	中部総合事務所
公募委員	—	かんべ たかこ 神戸 貴子	出席	西部総合事務所
	—	うえた さとこ 上田 知子	欠席	—

【鳥取県】

区分	所属・役職	氏名	会場
	鳥取県総務部長	井上 靖朗	県庁
	鳥取県総務部行財政改革局長	亀井 一賀	県庁
事務局	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課長	中村 吉孝	県庁
	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課課長補佐	北村 勇治	中部総合事務所
	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課課長補佐	頼田 慎	県庁
	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課係長	川口 愛	西部総合事務所

平成29年度第2回鳥取県規制改革会議

H29.8.23
第15会議室

細井座長

[中部総合事務所災害対策室]
藤井委員・石賀委員



[西部総合事務所災害対策室]
神戸委員

森本委員



前田委員

説明者



八木委員



井上部長



亀井局長

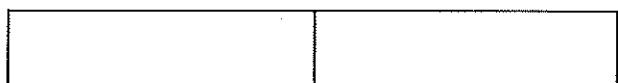
賴田補佐

中村課長

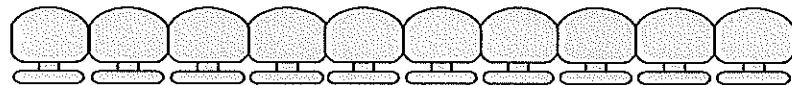
事務局



テレビ会議
モニター



事務局・説明者



報道機関

**平成 29 年度第 1 回鳥取県規制改革会議における
委員からの提案・意見に係る対応方針案**

担当課

道路企画課

1 提案（意見）の内容

提案（意見） 内容	葬儀場の看板の一括の許可の内容は、逆に既得権にならないか。その場所に他の者が設置したいと言つたらどうするか。
----------------------	--

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他()
規制の名称	
規制の内容	

3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針（回答）案 の内容	既存の占用者が設置をやめない限り、その場所への設置はできない（占用許可できない）旨を回答することになる。その付近の別の場所で対応できないかについて検討いただく。
理由等	占用許可は、独占的な使用権を設定する行為であるため（本来自由であるべき行為を公益上の必要から一旦禁止し、一定の要件を満たす場合にその解除をするものではない。）、既存の占用者から占用期間の満了に伴う期間更新の申請があった場合は、これを継続させることができない合理的な理由がない限り、これを許可することとしている。
備考 (見直しに係る今 後の予定、その他の 参考事項等)	道路法においては、高架下、法面等の道路の有効活用を図ることを目的として、入札占用の制度も設けられているが、歩道等への看板の設置は、道路の有効活用とは言い難いため、道路管理者として、歩道等への看板の設置を募集することはできない。

**平成 29 年度第 1 回鳥取県規制改革会議における
委員からの提案・意見に係る対応方針案**

担当課	道路企画課
-----	-------

1 提案（意見）の内容

提案（意見） 内容	道路パトロールの際は、いちいち申請書をもとに場所を確認しているのか。看板等に一目で許可済みであることが分かるようなシール等があれば便利なのでは。
----------------------	--

2 規制の現状

規制の区分	条例 ・ 規則 ・ 要綱要領等 ・ 國の規制 ・ その他 ()
規制の名称	
規制の内容	

3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み・見直し (現状維持)・継続検討・対応不可・その他 ()
方針（回答）案 の内容	鳥取県においては、道路占用許可済証（ステッカー）の採用は見送る。
理由等	<p>道路占用許可済証（ステッカー）については、採用している道路管理者もあるが、鳥取県においては、次の理由から、採用は見送りたいと考えている。</p> <p>①貼付けの義務を課すことは、手数料の増嵩により、占用者の負担の増加につながること。</p> <p>②地上に設置される看板の一部等には有効と思われるが、埋設、架空といった設置の様態、建物その他の工作物、線類といった物件の形態によっては、ステッカーの貼り付けに適さないもの、貼り付けたとしても視認困難なものがあること。</p> <p>引き続き、道路パトロール中に通行の支障となるおそれがある物件を発見したときは、申請書、台帳（DB）を確認して、占用者に必要な措置を求めるとしてする。</p>
備 考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

**平成 29 年度第 1 回鳥取県規制改革会議における
委員からの提案・意見に係る対応方針案**

担当課	道路企画課
-----	-------

1 提案(意見)の内容

提案(意見) 内容	地域活性化に資するイベントは、地域住民の同意及び市町村の推薦で占用料が減免される制度がある。JAでは毎年開催するイベントがあるが、推薦は一度とればよいのか。継続的なものであっても毎年必要か。
----------------------	---

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他()
規制の名称	鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則
規制の内容	

3 対応方針(回答)案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針(回答)案 の内容	市町村長の推薦を受けたイベント事業であることが確認できるのであれば、来年度以降は、毎年市町村の推薦状を取得し、提出することは必要としない方向で検討する。
理由等	鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則に「地域の活性化に資する事業であって、地域住民の同意を得たものとして市町村長の推薦を受けたイベント事業のために設けられる看板、幕その他の物件のための占用」とあるため、これまで毎年、市町村の推薦状の提出を求めていたが、これを見直すよう検討する。 ただし、行事の内容や規模が前年と異なるとき、社会情勢が変化したときなど、道路管理者において必要と認めるときは、改めて市町村の推薦書の提出を求める事はあり得る。
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

平成 29 年度第 1 回鳥取県規制改革会議における 委員からの提案・意見に係る対応方針案

担当課	会計指導課、情報政策課 業務効率推進課
-----	------------------------

1 提案(意見)の内容

提案(意見) 内容	申請書に貼付を求められる県の収入証紙が不便。簡単に手に入らない。証紙でなくてもいいやり方を考えて欲しい。 ※その他のコメント：収入証紙販売所として案内された施設に行ったところ「今は証紙は取り扱っていない」と対応された。
--------------	--

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他()
規制の名称	収入証紙規則
規制の内容	証紙による収入の方法により徴収する歳入

3 対応方針(回答)案

方針案区分	(対応済み・見直し) 現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針(回答)案の内容	<p>納付手続に関して県民の利便性を高めるため、既に以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口に出向いて収入証紙により手数料の納付手続きを行う際に、申請窓口に収入証紙販売所が隣接されていない場合は、平成 26 年度から、一部の窓口では現金納付も可能とした。 ・なお、委員のご意見にあった高校入試の入学者選抜手数料（受験料）については、平成 27 年度入試から現金による納付を可能としているが、改めて、県教育委員会から中学校を通じて周知する。 ・とっとり Web マップ中に鳥取県収入証紙を扱う販売所マップを作成し、販売所の住所及び名称を県民等へ広く周知しており、今後も取組みを継続する。 <p>平成 30 年度からは、知事に申請する許認可について、クレジットカードによる電子収納（「とっとり電子申請サービス」によるワンストップサービスの提供）が可能となるよう、作業を進めている。</p> <p>また、他機関も含め、現在、収入証紙による収納を行っている申請等についても、電子収納も含め、他の収納方法が考えられないのか、点検する。</p>
理由等	<p>(1) 収入証紙による納付手続</p> <p>平成 26 年度から、申請窓口に収入証紙販売所が隣接されていない場合は、その場で現金納付を可能とした。</p> <p>なお、収入証紙販売所（193箇所）が、現在も証紙を販売しているどうかの調査を行ったところ、3箇所で販売していないことが確認できたため、廃止届の提出を受けて登録抹消する手続きを行う。（廃止届は3箇所から提出済）</p> <p>(2) とっとり Web マップ</p> <p>平成 29 年 1 月 23 日現在の鳥取県収入証紙の販売所マップをとっとり Web マップ（鳥取県地理情報公開システム）に掲載している。（最新版に更新）</p> <p>(3) とっとり電子申請サービスによる納付</p> <p>平成 30 年度から許認可申請については原則、「とっとり電子申請サービス」で提供するとともに、とっとり電子申請サービスにクレジット収納機能を付加させ、手数料や送料等を申請手続きと併せて納付できる仕組みを作ることで、県民等が行政窓口に出向くことなく手続きが完結できる環境整備を現在進めている。</p>

備考

(見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)

収入証紙により納付する手数料等をクレジット収納(「とっとり電子申請サービス」)も活用することとなった場合は、収入証紙規則の改正を行う。

平成 29 年度第 1 回鳥取県規制改革会議における 委員からの提案・意見に係る対応方針案

担当課

消防防災課、くらしの安心推進課、
観光戦略課

1 提案（意見）の内容

提案（意見）内 容	旅館営業、簡易宿所、農家民宿等の営業許可の際に自動火災報知設備の設置が求められることになり、10万～20万円と高額なためハードルが高い。客室面積 50 m ² 以内は対象外だが、昔ながらの家は大きいため対象になる。規制緩和で検討してほしい。
--------------	---

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・ 国の規制 ・その他（ ）
規制の名称	消防法
規制の内容	消防用設備等の設置基準

3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・ 対応不可 ・その他（ ）
方針（回答）案 の内容	<p>自動火災報知設備は、宿泊者の命を守るために必要な設備であることから、規制緩和は実施しません。</p> <p>ただし、鳥取県規制改革会議委員のご提案も踏まえ、本県ならではの旅の魅力を国内外からのお客様に感じてもらうことができる特徴のある宿泊スタイルづくり（民泊・古民家等の活用）を推進するため、住宅の一部を活用して鳥取県らしさを堪能する宿泊体験サービスを提供する宿泊事業者等に対する補助金の支援メニューとして自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備の購入等に係る経費を補助することとした。</p>
理由等	<p>住宅を宿泊サービスの用に供する場合には、消防法に基づき、以下の措置を講ずることが必要とされています。</p> <p>＜一般住宅の一部を宿泊施設として活用する場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊施設部分が建物の半分未満で 50 m²以下であれば、新たな規制はかからない。 ② 宿泊施設部分が建物の 50 m²以上又は半分以上であれば、新たに消火器(150 m²以上の場合)、自動火災報知設備 (300 m²未満の場合民泊部分のみ)、誘導灯が必要。 <p>これらの規制は、施設や設備の事情に不案内な不特定多数の人が利用する施設では出火に気づくのが遅れたり避難するのに時間がかかったりするなど、一般住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるためであり、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があることから、規制緩和は困難。</p> <p>なお、自動火災報知設備は、火災が発生した場合に熱や煙等を感じて早期に建物の在館者に火災警報を発する設備であり、宿泊施設には自動火災報知設備の設置が義務付けられているところですが、平成 27 年 4 月 1 日に設置基準が改正され、延べ面積 300 m²未満の施設では特定小規模施設用自動火災報知設備でよいことになっております。また、特定小規模施設用自動火災報知設備は乾電池や無線を利用するため、従来の自</p>

	動火災報知設備のような配線工事は必要なく、施設の規模によりますが、数万円程度で設置が可能であり、自動火災報知設備の設置基準について一定の配慮がはかられているものと考えます。
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	(参考)本年6月16日に公布された住宅宿泊事業法の対象となる民泊施設に対する消防法の規制については、国において見直しの検討が進められています。

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

緑豊かな自然課、鳥獣対策センター

1 提案の内容

提案事項名	鳥獣捕獲ワナの規制改革
提案内容	免許または講習を受けてイノシシや鳥等の捕獲が許可される。しかし、鳥獣被害を減らすには、ワナの使用規制をもっと緩和するべきだ。例えば、いくつかのワナを県が提示し、そのどれかを選択して、使用者の住所・氏名と使用場所等を県に届け出ることで、多くの一般農家等の人が捕獲可能となる。

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・ 国の規制 ・その他()
規制の名称	「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成28年10月11日環境省告示)
規制の内容	鳥獣による農林水産業等への被害防止目的とした捕獲(有害鳥獣捕獲)の許可対象者は、原則として狩猟免許所持者とされている。

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針案の内容	平成23年の基本指針改正において、狩猟免許を受けていない者も、一定の条件のもとで捕獲許可の対象者とする規制緩和がされている。
理由等	<p>有害鳥獣のわな捕獲については、わなによる人身事故等の危険防止や、希少な鳥獣の誤認捕獲の防止等のため、許可対象者は技術・知識を有する狩猟免許所持者とされてきた。</p> <p>しかし、農林業被害の増大や、狩猟者の減少・高齢化を背景として、農業者も含め地域で一体となった有害鳥獣捕獲を推進するため、平成23年の基本指針改正において、銃器の使用以外の場合には、狩猟免許を受けていない者も一定の条件のもとで捕獲許可の対象者とする規制緩和が既にされているところ。</p> <p>なお、この場合に使用する猟具は、箱わな及び囲いわなを基本としているが、地域の合意形成が図られ、鳥獣の保護及び住民の安全性が確保される場合には、他の猟具も認めることとされている(危険猟法は除く)。</p>
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

環境立県推進課

1 提案の内容

提案事項名	太陽光発電の売電価格の固定
提案内容	住宅の屋根に設置した太陽光発電の売電価格35円／1kWhを下げないように。自然エネルギーの普及拡大を図るため、電力会社の購入価格を35円以上に固定すること。

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他(再生エネ特措法)
規制の名称	再生可能エネルギーの固定価格買取制度
規制の内容	再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用を電気を利用する者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えている。

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針案の内容	固定価格買取制度において、住宅用太陽光発電の導入を推進していくうえで、適当な調達価格及び調達期間が決定されているため、制度改正の要望などは行わない。
理由等	<p>住宅用太陽光発電設備(10kW未満)に係る固定価格買取制度は、システム費用の価格下落傾向や過剰な流通構造の是正によるコスト低減などに起因する調達価格の下落を反映する仕組みとなっており、妥当であると考えられる。</p> <p>なお、現在決定している住宅用太陽光発電(10kW未満)の調達期間は10年間、H29年度以降の調達価格はH29:30円/kWh H30:28円/kWh H31:26円/kWh(いずれも出力制御対応機器設置義務有りの価格)となっている。</p> <p>(参考:ご提案いただいた35円/kWhはH27年度の出力制御対応機器設置義務有りの調達価格で、調達期間は10年間。)</p>
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	<p>【固定価格買取制度の概要】</p> <p>調達価格(=売電単価)や調達期間(=売電期間)は、経済産業大臣が、関係省庁や調達価格等算定委員会の意見を尊重して、毎年度、年度開始前までに定めることとなっている。</p> <p>また、調達価格や調達期間は、供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、再生可能エネルギー電気を供給しようとする者が受けるべき適正な利潤等を勘案して定めることとなっている。</p>

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課	道路企画課、河川課、治山砂防課、空港港湾課
-----	-----------------------

1 提案の内容

提案事項名	県管理の道路、河川、砂防河川、公共海岸、港湾施設等の占用・使用許可更新手続きに係る添付書類の省略
提案内容	県管理の道路、河川、砂防河川、公共海岸、港湾施設等に下水道施設を設置するにあたり、占用・使用許可を受けている。それらの許可期間は、5年または10年以内となっており、継続して設置する場合には許可更新の手続きを行っている。 更新手続きの際、添付書類として、現行許可書の写し、位置図、平面図、構造図、現況写真等を求められるが、占用・使用状況の変更がなく許可期間のみの更新の場合は、上記添付書類の提出を不要としていただきたい。

2 規制の現状

規制の区分	条例	規則	要綱要領等	国の規制	その他（ ）
規制の名称					
規制の内容					

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・ <u>継続検討</u> ・対応不可・その他（ ）
方針案の内容	<p>更新申請時の添付書類については、既に簡素化しているが、各事務所・局ごとに若干の程度の違いはあるため、添付書類を基本的に次に掲げるもののみに統一するよう検討する。（他の書類については必要に応じて提出してもらう。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 位置図 ② 前回許可証の写し ③ 占用物件の安全確認書 ④ 現況写真（地下埋没物については、埋没場所の地上部分の現況写真） <p>なお、現在は円滑に更新物件及び許可状況を確認（物件取り違いを防止）し、速やかに申請受理するため、添付を依頼しているが、今後、電子申請の推進等により①②の添付を不要とすること、また、申請書の備考欄に安全確認状況を記載することで、③の添付を省略する等柔軟に対応していく。</p>
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・許可工作物の管理者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならないこととされている。（河川法第15条の2） ・管理者は、更新申請の都度、申請内容及び更新時の管理状況を確認する必要がある。
備 考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	<p>占用物件の数量が膨大となる下水道施設については、今後、提出図面を電子データ化するなどの対応について、占用者とともに検討する必要がある。</p> <p>・電子申請の活用又は電子データによる添付書類の提出により、申請手続きの簡素化、円滑化を図ることができる。</p>

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

緑豊かな自然課

1 提案の内容

提案事項名	自然保護ボランティア制度に係る登録更新方法及び催し物の情報提供方法の見直し
提案内容	<p>①ボランティアの任期は2年だが、更新のたびに登録手続きが必要。継続の場合はメール等の意思確認のみとし、再度の登録申込みは不要とすべき。</p> <p>②催し物の情報は各事務所ごとに郵送されてくるが、発信方法を見直すべき。ホームページに一括して情報掲載し、更新したらメールで案内すればよい。（紙でなければない人のみ郵送）</p>

2 規制の現状 ※法令等で規制していない

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他（ ）
規制の名称	第6期鳥取県自然保護ボランティア募集要項
規制の内容	

3 対応方針案

方針案区分	対応済み 見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他（ ）
方針案の内容	<p>① 文書により更新の意思確認を行っているが、更新希望の場合は、メール、電話等による回答も可能としており、登録内容に変更がない場合を除き、再度の登録申込は不要としている。</p> <p>② 年度当初に発するボランティアイベントの年間スケジュールについては、文書で全員にお渡しするとともに、当課のホームページに掲載している。また、イベント等の更新情報は、一部の事務所がメールアドレスを登録されている方に対して、メールで提供しているので、他の事務所についてもメールでの提供を検討する。</p>
理由等	<p>① H29の更新から自動更新を取りやめて意思確認を行っている。これは、実活動のないボランティアの方を登録抹消し、真に意欲ある方のみにご案内差し上げるためとしたため。</p> <p>また、IT環境がないボランティアの方のために、文書による確認は継続する。</p>
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

鳥取県土整備事務所

1 提案の内容

提案事項名	公共施設管理サポーター制度について
提案内容	①サポーターは情報交換等のための連絡会へ出席することが規定されているが、交通費も出ず、遠方の者もいるのでやめるべき。 ②サポーターは毎月報告書を提出することとされているが、2ヶ月分まとめて提出してもよいのではないか。

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・ <input checked="" type="checkbox"/> 要綱要領等・国の規制・その他()
規制の名称	鳥取県土整備事務所公共施設管理サポーター制度実施要綱
規制の内容	上記1 提案内容の通り

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
①情報交換等の交通費について	<p>方針案の内容</p> <p>交通費を支給することとする。</p> <p>理由等</p> <p>今後開催する場合は、公共施設管理サポーターに参加していただきやすくするため交通費を支給することとする。</p>
②報告書の提出について	<p>方針案の内容</p> <p>提出を2月に一度とすることはできない。</p> <p>理由等</p> <p>活動報告については、報告内容の如何を問わず、定期的に報告していただくことは必要と考えており、提出を2月に一度とすることはできない。 (異常がないことを報告してもらうことも重要なことと認識)</p>
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	<p>＜制度の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none">・鳥取県土整備事務所公共施設管理サポーター制度は、管内の道路等の維持管理を自主的に行う者をサポーターとして認定し、住民視点の情報を活用した適切な維持管理と県民の地域活動の促進に寄与することを目的として平成19年に創設した制度。・現在約10名が旧町の地区単位で活動している。・情報交換会は、サポーターが本活動に係る情報交換や意見交換を行うための連絡会として開催するもの。・連絡会は、今後開催の必要が生じた場合にはサポーターへ交通費を支払い、参加を求ることとする。・報告書は、毎月サポーターへ提出を求めているが、問題のある箇所を早期に把握し、適切な維持管理に繋げていく観点からも、異常のないことも含めて月1回程度の状況把握は必要と考えており、従来どおり毎月の提出を求ることとした。・なお、報告書は必要最低限の内容としており、電子メールやファクシミリで提出いただくなど、サポーターに過度な負担とならないよう配慮しているところ。

行政手続コスト削減計算書の取りまとめ結果(対象外事務を除く)

(単位:時間)

	補助金			許認可			合 計		
	現状	削減後	削減率	現状	削減後	削減率	現状	削減後	削減割合
元気づくり総本部	62,108	44,804	27.9%	3,560	890	75.0%	65,668	45,694	30.4%
危機管理局	243	165	32.1%	0	0	—	243	165	32.1%
総務部	2,293	1,448	36.9%	176	128	27.3%	2,469	1,576	36.2%
地域振興部	72,047	50,339	30.1%	3,704	2,636	28.8%	75,751	52,975	30.1%
観光交流局	88,264	61,112	30.8%	0	0	—	88,264	61,112	30.8%
福祉保健部	239,447	159,990	33.2%	1,914,403	1,402,183	26.8%	2,153,850	1,562,173	27.5%
生活環境部	385,790	225,896	41.4%	468,576	373,896	20.2%	854,366	599,792	29.8%
商工労働部	531,601	359,253	32.4%	21,080	17,346	17.7%	552,681	376,599	31.9%
農林水産部	201,959	144,011	28.7%	117,605	69,823	40.6%	319,564	213,834	33.1%
県土整備部	22,875	18,825	17.7%	293,760	229,744	21.8%	316,635	248,569	21.5%
合 計	1,606,627	1,065,843	33.7%	2,822,864	2,096,646	25.7%	4,429,491	3,162,489	28.6%

【行政手続コストの削減手法】

No.	項 目	
1	電子申請	
2	地方機関での申請受付	
3	申請書様式・添付書類の簡素化等	様式の記載項目の削除
4		添付書類の削除
5		申請者情報の共有
6		Q&Aの作成
7		チェックリストの作成
8		様式への自動計算式の挿入
9	審査方法の簡素化	審査方法の見直し(審査会の取りやめなど)
10		様式の記載項目の削除
11		添付書類の削除
12		申請者情報の共有
13		Q&Aの作成
14		チェックリストの作成
15		審査方法の見直し(審査会の取りやめなど)
16		採択通知と交付決定通知の一括処理

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

道路企画課

1 提案の内容

提案事項名	イベント時の看板設置等に係る道路占用申請の簡素化
提案内容	<p>道路占用申請の手続き、添付図面の簡素化。</p> <p>【提案に至った理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手続きが煩雑。添付すべき図面（設置場所の写真、デザイン、地図、道路図など）が多い。同じものを3部も出す必要があり、コピー代や手間もばかにならない。 ○電柱や植栽への設置はダメ、なるべく道路ではなく民地に設置せよと言われるが、民地の所有者を調べて交渉するのはとてもない労力。 ○街中には申請せずに勝手に看板を取り付けていると思われる例も多い。「正直者がばかをみる」状況の改善を。 ○資料がそろっていないと指摘される。許可が出た際は郵送してくれないのでわざわざ取りに行く必要があり手間。

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他()
規制の名称	道路占用
規制の内容	道路法第32条第1項「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」

3 前回の対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針案の内容	<p>○鳥取県においては、イベント時の看板設置等に係る道路占用申請手続きについては、従来から添付書類を安全確認上必要な最小限の以下図面等のみとして、手続きを簡素化しているが、今後も添付図面等についてさらに省略できないか検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置位置の分かるもの ・寸法・構造等の分かるもの <p>また、例えば、葬儀看板については、会館葬におけるもの（特定の場所で表示内容を変えながら、断続的に継続して設置されるもの）は同一の場所に、同一構造の物件を同一の設置方法で断続的に相当の日数に渡って占用する物件であることから、その都度、占用許可の対象となるのではなく、一定の期間を通じた占用許可（一括占用許可）としているところであるが、今後も、個別申請内容に応じた占用許可の手続の簡素化と柔軟な対応に努めることとする。</p> <p>○提出部数・・・2部（審査用1部、警察協議用1部）</p> <p>○許可証の受け渡し方法・・・窓口、郵送どちらでも対応可能。</p>
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可是、公共の目的のため又は他に代替可能な手段が無く真にやむを得ない場合に限り、許可しているもので、その可否判断に当たっては、占用しようとする物件が道路の構造・交通に著しい支障を与えないものであるかどうか等について十分に確認を行う必要がある。 ・占用しようとする物件に応じて必要となる添付図面等も異なるが、今回提案のあったイベント時の看板設置等に係る申請手続きについては、通常の許可物件と区別し、安全確認上必要な図面等のみ求めることとして、従来から手続きを簡素化している。 ・提出部数を1部とするためには、許可申請手数料の値上げ（警察協議資料作成のためのコピー代と事務費の相当額）を行う必要があり、2部提出をお願いしている。 ・許可を得ていない不法占有物については、道路管理パトロールを実施する中で発見し

	<p>た際、撤去及び適正な許可申請手続きを要請するなど、適宜、措置を講じているところであり、今後も引き続き不法占領の取締を含め、道路が常時良好な状態に保たれるよう管理に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、地域の活性化に資する事業であって、地域住民の同意を得たものとして市町村長の推薦を受けたイベント事業のために設けられる看板等については占用料を減免するなどしており、申請者の負担軽減も図っている。
備 考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

4 繼続検討結果

検討結果の内容	道路占用に係る申請について、市町村長の推薦を受けたイベント事業であることが確認できるのであれば、毎年、市町村の推薦状を取得し、提出することは必要としない方向で検討しており、今後も個別の申請事案に応じて、適正な道路管理に支障のない範囲での手続き簡素化について、柔軟に対応していくこととする。
備 考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

住まいまちづくり課

1 提案の内容

提案事項名	とっとり住まいる支援事業補助金の申請書類等の見直し
提案内容	<p>とっとり住まいる支援事業補助金について、一般県民が申請しやすいよう、書類の様式や方法を改めていただきたい。</p> <p>【提案に至った理由】</p> <p>数年前のことですが、木の住まい助成制度（現在「とっとり住まいる支援制度」）を個人で申請した際、非常に煩雑な手続きでした。森林組合に県産材を使っている証明書をもらいに行き、書類には建築関係の専門的な数字も書く必要がありました。</p> <p>多くは建築会社が申請してくれますが、建築会社には何のメリットもないでの、場合によっては素人である個人が申請するケースもあります。窓口で「普通は建築会社がやってくれますよ。」と言われましたが、この制度自体は、あくまで個人を対象としたものではないでしょうか。</p> <p>せっかくの制度なので、一般県民が申請しやすいよう、書類の様式や方法を改めてはどうかと思い、提案させていただきました。</p>

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他()
規制の名称	とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱
規制の内容	

3 前回の対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針案の内容	<p>提出を求める書類は、補助事業の適正化を実現したうえで、必要最小限なものとなるよう、これまでも、書類の簡素化、必要書類を示した申請の手引きの作成・公開、申請様式への説明記載など、申請しやすい環境づくりに取り組んでいる。</p> <p>なお、<u>補助事業の適正化の確保を念頭に置きつつ、県産材使用明細の様式の見直し等、より一層、簡素化が実現できるよう検討していく</u>。また、申請書の記入例をホームページに添付し、申請者が記入しやすいようにする。</p>
理由等	
備考 (見直しに係る今後の予定、他の参考事項等)	

4 見直し検討結果

検討結果の内容	申請書類等については、補助事業の適正化の確保を前提に、申請者の負担を軽減するため、これまでも、書類の簡素化、必要書類を示した申請の手引きの作成・公開、申請様式への説明事項の記載など、申請しやすい環境づくりに取り組んできたところである。
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	今回の提案を受け、申請書の様式の簡素化（添付書類で確認できる内容については記載を省略する等）を行うことにしており、現行様式の調製にあたり御意見いただいた関係業界団体（木材、建築等）等との調整を行っている。今後、調整の結果を踏まえ、遅くとも30年度当初に改定を行う。併せて、申請書の記入例をホームページに掲載する。

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

業務効率推進課、情報政策課

1 提案の内容

提案事項名	申請関係手続き全般に係る記入見本の添付
提案内容	<p>県民にとって分かりやすく申請ができるよう、とりネットで申請書がダウンロードできるものについては、記入見本も添付していただきたい。</p> <p>【提案に至った理由】 とりネットでダウンロードできる書類も多いが、記入見本がほしいです。 窓口で記入の仕方が違うと指摘され、手戻りとなることもあります。 窓口で対応される職員にとっても、何度も同じ人に来られると無駄な時間にもなると思います。 県民にとって、わかりやすく申請ができるようにお願いします。</p>

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他(特になし)
規制の名称	一
規制の内容	一

3 前回の対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針案の内容	<p>現在、とりネットホームページ上でダウンロードを可能、また今後可能とする申請書について、記入例が添付されていないものは併せて添付するよう、<u>府内各所属に対し、周知徹底します。</u></p> <p>併せて、住民サービスの一層の利便性向上を図るため、申請や届出を電子的に受け付ける<u>電子申請サービス</u>も積極的に活用していくこととします。</p>
理由等	(省略)
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	<p>速やかに府内各所属への周知を行うこととします。</p> <p>また、その際には、現在は使用されていない様式や古い様式が掲載されたままになっているものについても、県民サービス向上の観点から、併せて削除又は更新の処理を行うよう、周知を行います。</p>

4 見直し検討結果

検討結果の内容	<p>現在、とりネットホームページ上でダウンロードを可能としてWebに公開している申請書のうち、記入例が添付されていないものは記入例を併せて添付するよう、府内各所属に対し、周知を行いました。</p> <p>また、府内各所属が取り扱う各種申請や届出について、とっとり電子申請サービスを積極的に活用するよう府内掲示板による各所属へのPRを行った他、7月4日、6日に説明会を開催しました。今後も操作研修会を開催するなど活用促進に取り組みます。</p>
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	<p>ダウンロード可能な各種様式の記入例の添付の周知と併せて、現在使用されていない古い様式の削除、現行の様式への更新の処理を行うよう、府内各所属に周知を行いました。</p> <p>また、本年4月から運用を開始したとっとり電子申請サービスを活用し、入力フォームへの記入例の記載の他、ラジオボタンやリスト選択による記入誤りの防止など、県民にとってより便利でわかりやすい申請手続きができるよう環境整備に取り組みます。</p>

平成29年度第1回鳥取県規制改革会議

日 時 平成29年5月22日（月）14:30～16:30
 場 所 特別会議室（県庁議会棟3階）

1 開会あいさつ

○平井知事

- ・今、働き方改革ということが言われており、ワークライフバランスや生産性向上が大切になっている。日常の暮らしの中でも「もっと自由にやればいいのでは」「規制が厳しすぎるのでは」というような提案があると思う。県庁の中でも、働き方改革や規制緩和を進めていくこうとしているが、内輪の論理になってしまいかねないところがあり、委員の皆様から、ぜひいろいろな指摘やアドバイスをいただきたい。
- ・国が改めるべき規制については国へ建議をし、市町村に関係することについては市町村とも協議をしていく。単純に門前払いをすることの無いよう努め、いい結果を出していきたい。
- ・鳥取県が素晴らしいのは、お互い助け合う気風がコミュニティの中にしっかりと息づいていること。それが力を発揮するためにも、行政と民間企業が新しい関係を結んでいかなければならない。上杉鷹山の言葉に「一村の互いに助け合うこと、救い合うことの頼もしきかな」というものがある。お互いに助け合い支え合う、そんな新しい鳥取県の姿を、規制改革を通して実現していきたい。皆様の熱い心をぜひこのシステム改革に注いでいただくようお願い申し上げる。

2 委員紹介

○細井委員

- ・鳥取大学の企画・評価の担当理事。よろしくお願いしたい。

○森本委員

- ・現在鳥取銀行ふるさと振興本部営業企画室でインターネットバンキング等を担当。以前は事務統括部で営業店事務の効率化を担当しており、その経験を鳥取県のために活かしていきたい。

○前田委員

- ・福祉分野から障がいのある方、あるいは高齢者の方の視点で本会議に関わらせていただきたい。

○藤井委員

- ・倉吉商工会議所女性会の前の会長であり、地域の活性化等に取り組んでいる。倉吉は地震や大雪で活性化が遅れおり、町が少しでもよくなるようにしたいと考えている。

○八木委員

- ・今、世の中はいわゆる新自由主義で利益追求の流れにあるが、JAグループはその中で地域や農業者に軸をおいた取組を益々進めいかなければならないと思っている。JAも自己改革の取組をスタートしているところであり、その動きの中で少しでも役に立てればと考えている。今日は県民目線も含めて参加させていただきたい。

○石賀委員

- ・この会議が住民のサービスの向上、地域の活性化に繋がるよう、市町村職員として参加。倉吉市でもワークライフバランス等に取り組んでいるところであり、この会議の議論を市の行政にも持ち帰りたいと思っている。

○神戸委員

- ・2つの事業を起業しており、働く人の働きやすさの追求や育児と介護のサポートを取り組んでいる。実際に仕事をしていて感じるのは事務手続きが大変であること。小さい企業は事務手続きに追われてしまつており、労働人口も減っている中で簡素化できればいいと思う。県民の平等を念頭に、よりよくなつて欲しいという思いで参加している。

○上田委員

- ・自営業兼会社員であり、自営業としてはハンター民宿BA-BARという民宿を経営。会社員としては、NPO法人学生人材バンクの職員として勤務している。最近は簡易宿所や農家民宿の規制が厳しくなりつつあると聞いており、ある程度融通が効く形にしていきたいと思って参加している。

3 鳥取県規制改革会議運営要綱制定

委員全員の賛同により、原案どおり承認。

4 座長選任

藤井委員の提案を受け、委員全員の賛同により、細井委員が座長に就任。

5 協議事項

<事務局より会議の概要・スケジュール説明>

- ・鳥取県規制改革会議は、地域活性化に繋がる規制改革や行政手続きの見直しを進めるために設置。県民の方からの提案に対する対応案や県庁内部からの見直し案の妥当性について検討し、意見等を述べる役割を担う。

- ・規制改革会議に対応する県庁内部の仕組みとして規制改革推進チームを設けており、ここで県庁内部からの見直し提案や県民提案に対する方針案を精査して会議に諮っていく。そして規制改革会議の意見をまたチームに返していただき、2つの仕組みで県の最終的な対応方針を決定し、規制改革に繋げていく。
- ・規制改革に関する提案は随時受け付けており、今後新たな提案が出てくれば次回以降の会議で議論をいただきたい。会議は概ね2~3ヶ月に一度のペースを考えており、次回は7~8月頃の開催を予定。

I 県民からの規制改革提案に対する各所管課の対応案について

[1] 鳥取県所有建築物維持管理指針の策定及び清掃・設備管理業務等役務調達における総合評価型入札制度の導入

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○八木委員

- ・中長期保全計画の対象は全てではなく、対象建物が大きい施設に限定されているということでよいか。
指定管理者制度による施設も対象になるか。
⇒県有施設のうち知事部局営繕課が所管している施設に限定して計画を策定したもの。指定管理の施設も全てではないが含まれている。（営繕課）

○八木委員

- ・指定管理者制度でJAが運営している施設があるが、3月に水道管が破裂した。営繕課に報告済みであるが恐らく地震の影響ではないかということで、プール1~2杯分が漏れていた。規模が対象になつていいか分からぬが、この制度が対象になつていれば早目にチェックしていただけたのかなと思っている。
特にどうかということではないが、引き続きお願いしたい。

○前田委員

- ・総合評価型の入札制度が他の業者を排斥する危険性があるという点について詳しく説明いただきたい。
⇒総合評価型では、会社の施行能力、配置技術者の施行能力、技術提案について点数付けを行うため、これらが判断できる資料を全て提出いただくことになる。このため事務部門のしっかりした業者に絞り込まれると考えられるが、大手ばかりの業界ではないため、かえって制限になるのではないかということである。（事務局）

[2] 鳥取県会計規則第129条に定める最低制限価格設定領域の改定

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○森本委員

- ・清掃員Cの日額とあるが、AやBなどがあるのか。Cは一番安い価格か。携わっているのはCの方が一番多いということ。
⇒ABCの金額はそれぞれ違い、Cが一番安価な額である。AやBは管理的業務が含まれてくるため、作業者としてはCが多くなる。（事務局）

○細井座長

- ・対応方針の方針案区分がその他となっていることについて、もう少し説明を。
⇒入札参加業者の札入れの状況を見つつ、今後変えることも検討してみたいという意味でその他とし、周辺環境の変化に応じ、対応検討としている。（事務局）

[3] イベント時の看板設置等に係る道路占用申請の簡素化

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○上田委員

- ・提案内容の添付すべき図面に、設置場所の写真、デザイン、地図、道路図とあるが、道路図は何のために必要なのか。
⇒今回の提案者は地図と道路図を並べて記載されていたが、県は設置位置の分かるものを求めており、両方を分けて提出を求めているものではない。（道路企画課）

○前田委員

- ・書類の簡素化には賛成であるが、むしろ県民はどういう時にどういう申請をするのか承知していないのが現状と思われるため、その周知についても取り組んでいただきたい。
⇒しっかり説明していく。（事務局）

○石賀委員

- ・倉吉市がイベントで県道に看板を設置する際は、中部総合事務所で申請を行っており、県庁まで来なくてよいのは非常にありがたい。提出書類は2部のみであり、申請時に必ず受取は窓口がよいか郵送がよいかという聞き取りももらっている。
- ・葬儀場の案内看板については、年間で特定の場所にという許可をしているということか。既得権ではないが、他者が立てたいと言ってきた場合はそちらが優先になるか。

⇒1年間を上限として許可を行い、その間は設置の際のその都度の申請手続きは省略しているもの。現状では別の者から占用の希望が寄せられた事例はないが、確かにあり得ることだと思われるため、対応策を考えていきたい。（道路企画課）

○神戸委員

- ・道路管理パトロールでは、帳簿を開いて場所を確認しているのか。看板に判やシールなどがあれば一目で分かるのではないか。
⇒パトロール時の具体的な確認方法については改めて回答させていただきたい。工夫がなされていないようであれば効率化を図っていきたい。次回報告する。（道路企画課、事務局）

○藤井委員

- ・職員がチェックして回っているのか。大変なのではないか。
⇒道路占用物だけのためというわけではないが、エリアを決めて回っている職員がいる。（事務局）

○細井座長

- ・勝手に看板を設置している例はあるのか。ちゃんと片付けているのか。
⇒看板に限らず不法占用物件を発見した際は、周辺への聞き取り等で所有者を確認し、不法占用であることを説明した上で撤去を要請している。（道路企画課）

○八木委員

- ・地域の活性化に資する事業であれば減免される点について、例えばJAでは毎年JAの祭り等を行っているが、地域住民の同意や市町村長の推薦は1回取ればよいのか、毎年必要なのか。簡素化、効率化がテーマになっているが、その辺はどうなっているか。
⇒現時点では、1件ずつ申請単位で推薦のあることを確認している。お聞きしたような対応ができればと思うところもあるので、所属に持ち帰って検討したい。（道路企画課）

[4] 自然公園法に基づく工作物設置許可申請の簡素化

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等なし>

[5] とっとり住まいの支援事業補助金の申請書類等の見直し

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○石賀委員

- ・実質どれくらいの個人の方の申請実績があったか。現在検討している見直しについて、方向性が決まっていれば説明いただきたい。
⇒平成28年度は約900件の申請があり、そのうち個人で申請された方は恐らく1~2名程度。ほぼ業者が申請していると把握している。具体的な見直し内容については、「子育て世帯等の支援」の欄に養育する子の年齢の記載は不要とし、有無のみとすること、県産材使用調書の樹種ごとの積み上げは任意記載とし、合計欄のみの記載で可とする考えている。さらに工夫する箇所について検討していきたい。（住まいまちづくり課）

○神戸委員

- ・100万円の税金が使われているものであり、これぐらい細かい書類を作っても間違いではないと思う。別紙の部分を大工さんに依頼すれば、それ以外は個人で十分書けるのではないか。個人的な感想だが、専門家の助けがあれば必死になって100万円の補助金を受ければよいと思う。

○石賀委員

- ・補助金申請については、簡素化できる部分と、きちんとしないといけない部分の線引きが難しいところといつも思っている。方向性がどちらにも成り立つようなものにしてほしい。

[6] 申請関係手続き全般に係る記入見本の添付

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○上田委員

- ・地域活動に参加する中で、自分の思いを話すのは上手な方はいても細かい作業が苦手な方が多いと感じている。細かい作業ができる人がいないと、金銭面でやりたい活動ができないこともあると思うので、分かりやすい記入例があればよいと思う。OK例やNG例も加えるなど、簡単なマニュアルがあれば、ハードルが下がるのではないか。
⇒ご意見を参考に研究して参りたい。そのように対応したい。（業務効率推進課）

○森本委員

- ・銀行でもお客様の間違いや行員の間違いを防ぐため、同じように記入例を作っている。インターネットの手続きも増えると思われるため、ぜひ取り組んでいただきたい。

○石賀委員

- ・本市にも持ち返ってこれに習いたい。住民サービスの向上にも繋がり、職員にとっても問い合わせ等が減れば、業務の軽減にも繋がると思われる。

[7] その他の意見等

○藤井委員

- ・昔の人と10年後の人とは違っている。言葉を分かりやすく簡潔にということを注意していただくと、業務がスムーズにいくのではないか。

⇒その辺は留意して進めていきたい。最近は行政が使うカタカナ言葉が分かりにくいこともあるため、県民目線で分かりやすく理解しやすい言葉使い、説明の仕方に心がけたい。（亀井行財政改革局長）

○神戸委員

- 申請等で県の収入証紙が必要な際、簡単に手に入らず困っている。収入証紙ではないやり方を考えていただきたい。

⇒庁舎内や庁舎周辺に証紙を売っていない窓口については、現金でも収納可能としている。改めて制度について周知していきたい。（会計指導課）

○神戸委員

- 子どもが高校受験する際、お母さん達は皆収入証紙が切手だったら良いのにと言っている。現金でもできるのであれば、県民に分かるように知らせていただくと皆さん助かると思う。

⇒これからは電子申請を進めていこうとしているところであり、電子上の支払いなど、負担にならない方法の検討も進めたい。（業務効率推進課）

○前田委員

- 電子申請の推進は大変よいことであり業務の効率化に繋がると思うが、一方で高齢者にはインターネットに不慣れな方が多くいる。顔が見える関係での対応も並行して進めていただきたい。

⇒もちろん窓口業務も続けていく。（業務効率推進課）

II 県庁からの見直し案について

＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○上田委員

- 第3種旅行業が取り扱う募集区域の実施拡大について、資金的に余裕のない会社は第4種（地域限定）のところも多いと思われるため、拡大等検討いただけたとありがたい。

⇒旅行業の種類の第1種は海外のツアーツ旅行が企画できるところ、第2種は日本全国の企画ができるところ、第3種は営業所が所在する市町村及び隣接市町村においてのみツアーツ旅行が企画できるところとなっている。第4種と言われる地域限定は、営業所の所在する市町村のみとなっており、これを若干拡大したのが第3種となるため、市町村だけではなく例えば都道府県内の範囲に第3種を拡大するというのが私どもの提案である。区分ごとのバランスを考え、地域限定を拡大するより第3種を拡大した方がエリアが広がるのではないかと考えている。（観光政策課）

○森本委員

- 子育て応援課の不妊治療の件について、統一とは同じ書類を2種類作るのではなく、一つにするという意味か。できれば1つの書類だけで窓口も1つ、書類は分かりやすく記入例をつける形がよいと思う。

⇒今県の補助金に加えてほとんどの市町村が補助をしており、助成を受ける方が県と市町村それぞれの様式で申請するのが二度手間であることから、市町村と連携してどちらかを窓口にして共通化することができないかというものです。市町村にもいろいろな意見があるため、現在各保健所ごとに市町村と協議中。できるところからではあるが、まずは様式を統一していこうとしている。（井上総務部長）

III 行政手続きのコストの削減について

＜事務局より概要説明後、意見・質問等＞

○藤井委員

- 本当にこのとおりになつたら素晴らしいと思う。非常に分かりやすい資料であり、すごく進化すると感じる。このとおりに頑張っていただきたい。

○上田委員

- 実際に補助金申請をした経験があるが、行政職員も電卓で計算しながら報告書等をチェックしており、量が多くなると検査する側も大変だろうと感じた。ワードをエクセルに変えて関数を入れる等すれば、お互いに手早くできるのではないか。

○八木委員

- 農林水産関係の補助金について、法人化した団体や集落営農等を行う任意団体が申請をする場合、JAが間にしている。間に入るの一部署だが、申請する部署は分かれているのが現状であり、財務諸表など共有する部分は共有していくと簡素化になるかと思う。

- 現状では、どうしても申請、交付決定というやり取りのキャッチボールが多い。国がこうだからと言わるとそこまであるが、このキャッチボールの期間を短くするとか、何か同時にできることはできないか実態を把握してみたい。現場の意見も聞きつつ、改めて提案できることがあればしていきたい。

○石賀委員

- 倉吉市も行財政改革に取り組んでいるところであり、今年度4月から総務部に行革担当の部長級の参事を置き、取組を進めようとしている。各部局ごとの数値は目に見て分かりやすいと思うが、算出の基礎的な数値は県独自で作ったものなのか、全国で標準的に算定する数字があるのか。

⇒数字は鳥取県独自に算出したもの。各部署、各事業の担当者が考えながら時間を計算している。補助金も様々であり、申請書作成に係る手間も大きな差があるため、部署によっては聞き取りを行うなど、申請者の県民の意見も聞きながらまとめたもの。（事務局）

○前田委員

- ・許認可の時間数の半分以上が福祉保健部。30%という削減目標は、果して電子申請システムの活用等によって実現されるものなのか。具体的にこういう取り組みで削減するということがあれば、現段階で教えていただければ。

⇒時間的な例として今考えている案の段階では、電子申請であれば、補助金の場合、最後の実績報告のやり取りまでかかるため32時間くらいは減るだろうと。また地方機関で申請受付をすれば補助金1件で8時間は減るだろうというようなことを考えている。申請書の削減や添付書類の削減では、項目1つ減らすだけでも4時間は減るであろうとか、例えば登記簿謄本等を取りに行く手間がもし省ければ、法務局へ行ってくる4時間が省けるだろうというように、大まかにではあるが具体的なメニューの時間を考えているところ。これらを積み上げて30%に持っていきたい。福祉保健部に関しては比較的補助金も重たく、それぞれの申請に関して非常に厳格な審査が行われているところ。その審査会を無くすることは難しいかもしれないが、その他の事務手続きとして、県庁の中では従前取り入れていなかった電子化が非常に進んでおり、職員間のやり取りや決裁までの時間も短縮されている。このようなものも反映させながら、県庁の中の時間を減らし、県民の方の待ち時間を減らすことによっても削減していきたい。（事務局）

○石賀委員

- ・削減目標達成のための方向性として、例えば県の業務量を減らすために市町村に権限委譲をするといつたことも今回の作業に入ってくるのか。

⇒現段階での削減方法としては考えていない。もちろん希望があれば、当然検討は行う。（事務局）

○森本委員

- ・銀行でも同じような事務量を出す取組をやっている。営業店の効率化を進める中で、この部はどういう事務があつてそれに何分かかっているのか、ここは削減できますよね、そうすると何分減りますよねということを、机上ではあるが目標を立てて取り組むことを行っている。当行からも良い案があれば次回出させていただきたい。

IV その他の意見等

○細井座長

- ・その他協議事項全般について質問、意見等があれば。

○亀井行財政改革局長

- ・証紙の件について、県内で証紙を交付できるところはどこで、どのようなものに対してそれが必要で、もっと県民の方の利便性を図ることはできないか。また道路管理パトロールについて、道路占用の件数がどれぐらいあって、道路管理パトロールをどういった形でやっているのか十分な説明がなかつたため、この2点は整理の上、次回報告させていただきたい。

○上田委員

- ・旅館業や簡易宿所、農家民宿の営業許可の際、最近自動火災報知設備をつけないといけないという規制が出てきており、10万、20万以上する高額なもので、農家の方や普通の生活をされている方にはハードルの高いものになっている。客室面積が50m²以内であれば対象外になるという話は聞いており、それはありがたいことではあるが、昔ながらの家は50m²以上の大きな家が多いと思われるため、規制緩和ができるのではないかと思っている。また次回以降と一緒に検討させていただきたい。

⇒次回、対応方針をお持ちしたい。（事務局）

○細井座長

- ・第1回であり本日はウォーミングアップ。また次回以降よろしくお願いしたい。それでは本日はこれで終了としたい。

6 閉会あいさつ

○井上総務部長

- ・冒頭知事からも申し上げたが、国の規制改革の議論はどちらかというとビジネスの新規参入など経済面に着目しているところが多いが、本県の規制改革の一つは働き方改革であり、県庁だけではなく、一般県民の皆様も含めて生産性の向上を図るということ。
- ・県内企業は人手不足であり、景気の回復という面もあるが、構造的にはやはり若い人が減っている。今県内で20代前半の大学を卒業して就職する人は10年前と比べても7割ぐらい、20年前の団塊ジュニア世代と比べると半分近くまで減っている。県全体で少子化対策と移住・定住に取り組んでいるが、少子化対策は成果が出るまで20年かかる。移住・定住も一生懸命取り組んで成果も上がりつつあるが、若い人は日本全国で減っており、他から呼んでこようと思っても、呼んでくる若い人が減っている。これは避けられない。
- ・そうした中で県も民間企業も県民の皆様も、お互いに無駄な仕事は省き、生産性の高い仕事をしていくことが、今後この地域の生き残りに必ず必要になると思っている。また次回、引き続き活発なご議論をいただきたい。

参考資料 2

鳥取県規制改革会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県規制改革会議（以下「規制改革会議」という。）に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 規制改革会議は、規制の見直しに係る提案等に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県における規制の改革に関する事項
- (2) 国に対する規制改革の要望に関する事項
- (3) 行政手続きの効率化に関する事項
- (4) 行政業務への民間活力の導入に関する事項
- (5) その他規制の見直し等について必要な事項

(組織)

第3条 規制改革会議は、委員8名をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験等を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、任命の日から平成31年3月31日までとする。
- 3 委員は再任されることができる。

(座長)

第5条 規制改革会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、規制改革会議を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 規制改革会議の会議は、規制改革会議の庶務を行う所属の長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 規制改革会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 規制改革会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 会議には、必要に応じ、調査審議する事項について専門的知見を有する識者等を参考人として招聘し、その意見又は説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

(庶務)

第8条 規制改革会議の庶務は、鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、規制改革会議の運営に必要な事項は、規制改革会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。